

第5 審査請求について

1 審査請求の概要

基金(支部長)が行う補償に関する決定について不服がある者は、行政不服審査法の適用を受け、基金の支部審査会に対して審査請求をすることができる。

審査請求は、基金(支部長)の補償に関する決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内にしなければならない。

支部審査会は、審査請求を審査のうえ、却下、棄却、又は取消しの裁決を行い、裁決書の謄本を審査請求人等に送達する。

支部審査会の裁決について不服がある者は、審査会に対する再審査請求あるいは裁判所に対する取消しの訴えを提起することができる。

また、支部審査会に審査請求をした場合には、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても支部審査会による裁決がないときは、審査会への再審査請求又は裁判所への取消しの訴えを提起することができる。

2 審査請求の対象

支部審査会に審査請求をすることができる処分は、「基金(支部長)が行った補償に関する決定」とされており、具体的には、

- ① 公務外の災害認定
- ② 通勤災害非該当の認定
- ③ 療養補償の不支給決定
- ④ 休業補償の不支給決定
- ⑤ 傷病補償年金の不支給決定又は等級決定
- ⑥ 障害補償の不支給決定又は等級決定
- ⑦ 介護補償の不支給決定
- ⑧ 遺族補償の不支給決定又は受給権者決定
- ⑨ 葬祭補償の不支給決定

などがある。

《審査請求の対象とならないもの》

「補償に関する決定」ではないものは、審査請求の対象とはならない。

<例>

- 福祉事業に関する決定(障害補償特別支給金、障害補償特別援護金、障害補償特別給付金など)
⇒ この決定に不服がある場合は、基金(支部長)に対して不服の申出をすることができる。
- 治ゆ認定通知
⇒ この通知に不服がある場合は、療養補償等の不支給決定処分がなされたときに、当該不支給決定処分に対して審査請求ができる。
- 急性症状に限って公務上とした認定処分
⇒ この処分に不服がある場合は、療養補償等の不支給決定処分がなされたときに、当該不支給決定処分に対して審査請求ができる。

3 審査請求の手続

審査請求は、2通(正本・副本各1通、それぞれ押印したもの)の審査請求書を提出しなければならない(代理人により審査請求をする場合は、審査請求書2通のほか委任状1通が必要)。

審査請求書は、法定の様式がないので、下記の《審査請求書の記載事項》の項目が記載されていれば、任意の様式で請求できる。

《審査請求書の記載事項》

- ① 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所(審査請求人の押印)
- ② 審査請求に係る処分の内容
- ③ 審査請求に係る処分があったことを知った年月日(郵送による場合は配達の日)
- ④ 審査請求の趣旨及び理由
- ⑤ 処分庁の教示の有無及びその内容
- ⑥ 審査請求の年月日

4 審査請求書の提出先

〒812-0046

福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎4階
地方公務員災害補償基金 福岡県支部審査会

※審査請求は処分庁(地方公務員災害補償基金福岡県支部)を經由して提出することも可能。